

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 労働時間をめぐる諸問題 | 労働基準法上の労働時間の定義 (2)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

労働基準法上の労働時間の定義 (2)

労働時間の例外と週40時間の例外

労基法の原則は1日8時間、1週40時間であるが、この原則の例外として以下のものがある。

労働時間の例外と週40時間の例外

一定の事情がある場合、一時的な例外が認められる

- 災害などにより臨時の必要がある場合(労基法33条1項)
- 公務のため臨時に必要な場合(労基法33条3項)
- 過半数組合または過半数労働者を代表するものとの協定がある場合(労基法36条)

労基法40条に基づく例外

- 厚労省で定める、零細規模の商業・サービス業の特別商業、映画、演劇、保健衛生業、接客娯楽業のうち、常時10人未満の労働者を使用するもの
- 例外として週44時間、1日8時間の法定労働時間制となる

業種または業務の性質による適用除外

- 労基法41条
- 「農業及び水産業に従事する者」
- 企業経営の必要から「監督もしくは管理の地位にある者または機密の事務を取り扱う者」
- 労働の密度が薄いことから「監視、断続的労働に従事する者」

各種労働時間制を採用した適用除外

- 1箇月単位の変形労働時間制
- 1年単位の変形労働時間制
- 1週間単位の非定型的変形労働時間制
- フレックスタイム制

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> 一覧へ戻る

